

「こども子育て施策の推進に関する政策提言」に関する決議

帯広市のこども・子育て施策に関して、こども基本法の理念を中心に据えるとともに、深刻化するこどもをめぐる社会課題を踏まえ、こどもたちが「帯広で生まれてよかった」「このまちで大きくなってよかった」と感じ、親に「帯広で子育てをしたい、してよかった」と思われるようなまちづくりを目指し、別紙のとおり政策提言を行う。

以上、決議する。

令和8年9月30日

帯 広 市 議 会

政 策 提 言

はじめに

全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、国は令和5年4月にこども基本法を施行した。北海道においても令和7年4月に北海道こども基本条例を施行するなど国と地方が連携して制度整備を進めている。

こうした流れを受け、帯広市では、令和8年3月に第2期おびひろこども未来プランを改定し、こどもの意見を尊重する取組みや、妊娠・出産の環境や相談体制の充実、若者の暮らしや仕事、結婚などに関連した基本施策を新たに位置づけた。

近年、少子化が急速に進む一方で、児童虐待・不登校・いじめ・自殺の増加、こどもの貧困・格差、ヤングケアラーといった新たな課題が表面化するなど、こどもや若者をめぐる環境は厳しさを増している。

帯広市議会は、こども基本法の理念を中心に据えるとともに、深刻化するこどもをめぐる社会課題を踏まえ、こどもたちが「帯広で生まれてよかった」「このまちで大きくなってよかった」と感じ、親に「帯広で子育てをしたい、してよかった」と思われるようなまちづくりを目指し、市のこども・子育て施策に関する政策提言を行う。

こども・子育てを取り巻く状況

(こども)

- *我が国における子どもの権利条約の認知度は小学1～3年生は16.8%、大人でも53.2%となっており、こどもの権利が広く理解され、実感されているとは言えない状況がある※¹。
- *不登校児童生徒数は過去最多となっているほか、児童生徒の自殺者数についてもコロナ禍以降も高止まりしている状況である※²。自分自身の特性や家庭要因などにより生きづらさを感じるこどもが多くおり、その原因となる問題は様々関連し合い、複雑化している※³。

(親)

- *令和5年度帯広市が1歳6か月児及び3歳児健診時に実施したアンケート調査によると、子育てに困難を感じる母親は56.8%となっており、5割を超える母親が遊ばせ方やしつけ方、栄養や食事など子育てに困難を感じている。また、平成30年度調査と比較し1.0ポイント上昇しており、困難を感じる母親は増加している※⁴。その要因の一つとして、親になる以前にこどもと触れ合う体験が少なく、子育てのイメージを持たないまま親になることで子育てに困難を感じているのではないかとの指摘がある※³。
- *核家族化や地域とのつながりが減ることで多世代交流が減っている事や、アウェイ育児※⁵の増加などにより子育てについて相談できる人が昔に比べて少なくなっている※³。子育てについて、「負担感・孤立感ともに感じる」人は、子育てについて相談できる人がいる割合が低くなっている※⁶。
- *ICTやSNSの急激な普及など、親がこども時代に経験していない問題に直面している。

(社会)

- * 日頃小さな子どもと関わる機会が少ない人ほど、「子どもとどのように接していいかわからない」「子育て世帯がどのようなことに困るのかわからない」と回答した割合が高く、「子連れ親子への手助けをしたい」と思う割合が少ない※7。少子化により子どもとの接点が少ない大人が増え、子育て世帯への声掛けや配慮がなく、子どもに不寛容な社会になってきていると感じる人が多くなっているとの指摘がある※3。
- * 子どもに失敗をさせない社会の風潮から子どもの可能性を広げる多様な経験をする機会が失われているほか、地域コミュニティの衰退などにより、地域と子どもの接点が少なくなっているとの指摘がある※3。

検討の視点

- * 本提言は、子ども基本法の理念や社会の変化、実現性も踏まえ、以下の視点を持って検討した。
 - ・子どもの権利の普及啓発を進め、権利が尊重される社会を目指す。
 - ・親と社会、子どもと社会がつながる多くの接点を作る。
 - ・時代の変化に対応できていない取組みをアップデートする。
 - ・財政状況も踏まえ、既存資源の活用を主とする。

※1 児童の権利に関する条約の認知度等調査（令和5年度）より

※2 児童生徒問題行動・不登校等生徒指導の諸課題に関する調査（令和6年度）より

※3 市内の子ども関係団体との意見交換での声より

※4 帯広市健康推進課調べ（令和5年度）

※5 転勤や結婚などをきっかけに地元を離れ、親族や友人を頼れない環境で育児すること

※6 株式会社 日本能率協会総合研究所の実施した「妊婦や乳幼児とその保護者を取り巻く生活実態調査」（令和6年度）より

※7 厚生労働省の子ども・子育て支援推進調査研究事業を活用した三菱 UFJ リサーチ&コンサルタントの実施した「子育て支援の社会的気運の醸成を図るための普及啓発に係る調査研究報告書」（令和2年度）より

I こどもまんなか社会を実現する

1 こどもの権利保障に向けた共通認識の醸成

「権利を知らなければ、権利は守れない」。こどもの権利保障を実現させるには、行政・家庭・保育・幼児教育・学校・地域が同じ認識のもとで連携することではじめて、こどもまんなか社会の実現に近づくと考えられることから、その土台づくりを進める。

(1) こどもの権利条例の制定

<取組み例>

- ・ワークショップやオンラインによるこどもからの意見募集の実施
- ・現場に即した条例に向けた、こども施策に関する専門家、当事者による審議会の設置
- ・条例へのこどもの意見表明権の明記
- ・こどもにも分かりやすい平易な文体での記載
- ・権利侵害の相談、救済を行う機関（こどもの権利救済委員会）の設置
- ・実効性の確保に向けた毎年の施策実施状況の公表

(2) こどもが権利について学ぶ機会の充実

<取組み例>

- ・帯広市独自のこどもの権利に関するデジタル教材の作成

(3) 社会全体の学習機会の充実

<取組み例>

- ・保護者、教職員、保育・幼児教育職員、地域住民などを対象にしたこどもの権利に関する研修会の実施

2 まちづくりへのこどもの参加促進

こどもたちに社会参加に必要な情報を適切に伝え、各種施策に意見を反映する機会を提供するとともに、こどもならではの自由な意見を自ら表明することが出来る場を提供する。

(1) こどもからの意見聴取の推進

<取組み例>

- ・一人一台端末等を活用した市内小中学生からの意見聴取の実施

(2) まちづくりに自由な意見を言える場所の提供

<取組み例>

- ・若者がまちづくりの一員であることに気づき、こどもならではの自由な視点を市政に反映するための若者議会の開催

(3) 市の施策情報をこどもに伝える仕組みづくり

<取組み例>

- ・市で策定する各種計画における「こども用パンフレット」の作成
- ・「おびひろ市民学」を活用した市の施策について知る機会の充実

3 若者が活動しやすい環境づくり

若者の活動の障害になっているものを取り除くことにより、地域活動や社会参加を促進し、活気のあるまちをつくるとともに、市が若者を応援する姿勢を伝える。

(1) 若者への移動支援

＜取り組み例＞

- ・自転車が使えなくなる期間や土日の外出を支援するための土曜日、日曜日、祝日における公共交通機関の割引制度の導入検討

(2) 若者への活動支援

＜取り組み例＞

- ・公共施設の専用利用や冷暖房料などの料金における学割の将来的な導入検討
- ・若者の柔軟な考え方に対応し、時代の変化に即した公共施設の運用

Ⅱ 子育てを支える

1 子育ての不安軽減

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育ての悩みを一人で抱え込む親が増えている。その不安に寄り添い、すべての親が気軽に相談できる環境を整える。

(1) 相談体制の充実

＜取り組み例＞

- ・オンラインを活用した周産期うつの方へのカウンセリングや子育て相談の実施

(2) 不登校児童生徒の保護者への支援

＜取り組み例＞

- ・不登校児童生徒の保護者同士が悩みや経験を共有する場への支援

2 子育ての負担軽減

子育ての喜びをすべての親が実感できるよう、日々の負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整備する。

(1) 保育における支援の充実

＜取り組み例＞

- ・所得による保育料の多子カウント年齢制限の見直し
- ・オムツの準備に関わる負担を軽減するため、保育園におけるオムツのサブスクの本格導入
- ・潜在的待機児童の解消に向けた取り組みの強化

(2) ファミリーサポート事業の拡充・安定運営

＜取り組み例＞

- ・ファミリーサポートセンター利用料助成事業の対象世帯の拡大
- ・障がいのあるこどもへの支援や時間外対応などに対する報酬の見直しを通じた提供会員の確保と制度の安定運営

Ⅲ こどもを守る

1 危険からこどもを守る取組みの推進

こどもは自らの力で危険を察知・回避することが難しい場合があることから、様々な危険から守る。

(1) 交通安全の推進

＜取組み例＞

- ・買換えの負担の多い小中学生への自転車ヘルメット購入の助成

(2) 暴力と犯罪からの保護

＜取組み例＞

- ・外部講師の活用や外部団体と連携した CAP や包括的性教育の実施
- ・情報モラル教育やインターネット依存症、薬物について、すべてのこどもが同等な知識を得る機会の提供

(3) 保護者などの大人への意識啓発

＜取組み例＞

- ・情報モラル教育やインターネット依存症、薬物について、こどもだけではなく保護者などの大人も理解を深める機会の提供

(4) こどもの権利の保障

＜取組み例＞

- ・権利侵害の相談・救済を行う機関（こどもの権利救済委員会）の設置【再掲】

(5) 災害時におけるこどもへの配慮

＜取組み例＞

- ・避難所内でこどもが健康的に過ごし、安心して遊べるよう、環境整備指針の避難所運営マニュアルへの明記

IV 地域で子育てする

1 多世代交流の促進とこどもが自分らしくいられる場所の確保

こどもは多様な人間関係を体験することで様々な価値観・考えに触れ育つことが重要である。また不登校児童生徒数が過去最多となる中、学校でも家庭でもない「第三の居場所」の必要性も高まっていることから、こども食堂、地域食堂、放課後こども広場、フリースクール、不登校支援団体など、地域住民や NPO・ボランティア団体と連携し、多様な居場所づくりの取組みを支援する。

(1) 多世代交流の促進とこどもの居場所の確保

<取組み例>

- ・多世代交流の場やこどもの居場所づくりに取り組む団体の具体的な支援
- ・学童保育における多世代交流の取組みの促進

2 民間団体、関係機関との協働

子育て支援は行政サービスのみで完結するものではなく、関係団体やボランティアの皆さんの献身的な活動によって支えられており、行政はその活動を支援・後押しする。

(1) 各種民間団体への活動支援

<取組み例>

- ・国等の補助金に関する情報提供や団体の活動についての情報発信など、より積極的な事業支援の実施

(2) 各種民間団体の連携促進

<取組み例>

- ・民間団体同士のつながりを深めるためのエリア単位で情報共有できる場の提供

(3) 庁内にあるこどもに関する様々な会議体の再編

<取組み例>

- ・複雑に絡み合う問題に対応する担当部署の枠を超えた、幅広い視点で話し合える会議の設置
- ・時代の変化に対応できる会議体への再編